

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和元年度第3回津市地域自立支援協議会
2 開催日時	令和元年11月6日(水) 午後1時30分から午後3時15分まで
3 開催場所	津市役所本庁舎4階 庁議室
4 出席した者の氏名	(津市地域自立支援協議会委員) 浅沼 千恵、池田 修一、市川 知律、後藤 勇介、 高鶴 かほる、谷口 美代、千草 篤麿、 塚本 順久、内藤 充彦、藤川 保代、増田 登志子、 又市 婦美子、丸橋 恒子、水谷 多真子、山内 隆治 (事務局) 健康福祉部長 國分 靖久 健康福祉部次長 坂倉 誠 障がい福祉課長 松田 孝行 障がい福祉課調整・障がい福祉担当主幹 堀川 義隆 障がい福祉課障がい福祉担当主幹 山脇 由佳 津市基幹障がい者相談支援センター 三栗 陽子 津市地域障がい者相談支援センター 藤川 弘行
5 内容	議事 1 地域生活支援拠点等の整備について 2 津市障がい福祉総合プランの策定について 3 その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	健康福祉部 障がい福祉課 障がい福祉担当 電話番号 (059) 229-3157 E-mail 229-3157@city.tsu.lg.jp

議事の内容 別紙のとおり

(事務局) 皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので、令和元年度第3回津市地域自立支援協議会を開催いたします。本会議につきましては津市情報公開条例第23条の規定に基づきまして、公開として一般の方の傍聴席を設けるとともに、会議の結果につきましては議事録を作成のうえ、発言者の氏名を含め津市のホームページで公開をさせていただくこととなりますので、ご了承をよろしく申し上げます。

本日の出席委員は委員19名中15名であります。津市地域自立支援協議会設置要綱第6条第2項の規定により、過半数の出席を得られておりますことから、この会議は成立していることをご報告いたします。なお、本日は津市障がい福祉総合プランの策定に関わります委託業者で、日本開発研究所から池山さんが、同席するというごことをご了承をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、津市地域自立支援協議会設置要綱第6条第1項の規定により、千草会長に以降の議事進行をお願いしたいと思います。

(千草会長) 今日は皆様方、お忙しいところ、ありがとうございます。この間まで夏だったのですが急に秋というか、もう晩秋、10月まで台風がたくさんあって全国で大変な被害に遭われた方、あるいは施設もあったようでございますけれども、もう11月ですので、ぜひとも台風とか来てもらわないように、本当に願いたいところでございます。

それでは、今日は大きな議題が2つございますので、早速、最初の1番目、地域生活支援拠点等の整備について、事務局からお願いいたします。

(事務局) お手元に地域生活支援拠点等の整備について(案)と緊急時の受入に必要な情報についてのアンケート結果。こちらを見ながらの説明とさせていただきます。

まずページをめくっていただきまして、これまでの協議を進めた経緯についてを簡単に説明させていただきます。障がい者等の重度化、高齢化や親亡き後に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図ることを目的として、地域生活支援拠点等を作らせていただくようになっております。

3ページ目です。津市の整備手法と必要な機能として、右下にございます、整備検討委員会での検討というところを見ていただければと思います。津市は29年度におきまして、緊急時の受入と対応が可能な拠点を面的に整備する方向

ということで検討いただきまして、面的な整備については、令和元年度において、手上げ方式による短期入所事業所を組み込んで対応する月を決めるなど、輪番制の対応を整備をしてはどうかと、ご提案させていただきました。

また、緊急時においてスムーズな連携が行えるように、指示的な役割を担うコーディネーターのできる人材の配置について、検討を進めました。

更に、津市の現状ということで4ページ目の左側は平日や日中の対応の方法。右側が夜間や休日の対応の方法ということで、今の現状を書かせていただいております。現状では、障がい者や家族に何か緊急のことがあったときには、普段は指定特定相談支援事業所に連絡が入ったり、日中の事業所に連絡が入ったりしながら、短期入所などの利用の調整をしていただきつつ、また、必要によっては津市や基幹障がい者支援センター、地域障がい者支援センターなどが連絡調整させていただきながらの緊急対応で、短期入所などをしていただいております。

夜間や休日については障がい者や家族から相談が、津市とか津市基幹障がい者相談支援センターに入って、利用調整を行い、短期入所の利用ということを見せているんですけども、やはり緊急対応可能な短期入所というのでもあらかじめ、今後調整してあるほうがいいのかないところや、受入の確保に苦慮している現状というのがあります。

それで5ページ目になります。津市基幹障がい者相談支援センターから特定相談支援事業所に向けて、緊急時の受入対応についてのアンケートを7月に取っていただきまして、それを分析しました課題です。

緊急時に必要な体制としては、24時間連絡の取れる窓口だとか、平常時に連携や支援方法の共有が必要だとか、すぐに対応できる場所の確保。強度行動障害や重度の方の受入先というようなところになります。

そちらで出てきたのが、24時間対応できる相談体制や必要な体制づくり、津市基幹障がい者相談支援センターの相談機能の強化と、あと、輪番制による短期入所事業所の確保ということで、地域生活支援拠点等の整備委員会で検討してきております。

このことを図式化したのが次のページ、6ページ目になっております。こちらは前回、この自立支援協議会でご提示させていただいたものになりますが、今年度の面的整備については手上げ方式による短期入所の事業所を組み入れて、対応する月を決めるような輪番制にして整備を進めたいとさせていただき、特に重要なのがコーディネーター機能ということで、こちらは基幹障がい者相談支援センターに担っていただければ、ということで検討をしました。この図と、その前の資料の部分に基づいて、8月21日に津の地域自立支援協議会で協議をいただいた結果、たくさんのご意見を頂戴したので、まとめたものが次のペー

ジからになっております。7ページ以降はそのときの意見をもとに、進めていければと思っております。

7ページ目、いろいろな意見が出ていたのですけれども、大きく分けて5つの課題が見えてくるというところでまとめさせていただきました。1つ目が対象者について。2つ目が福祉サービスの未利用者の対応について。3番目が緊急短期入所の受入先の課題。4つ目がコーディネーターにおける調整機能。最後に特定相談支援事業所のスキルアップ、リスクマネジメントについてということが出ておりました。

8ページ目になります。対象者について、ご意見としては、どういった障がい者を想定しているのか、対象者を登録する方法としない方法についても検討があるのではないかと。また、重度の方はどういうふうに対応したらいいかというところが、問題になってきたのかなというところですね。これから検討していただきたいのが、対象者を登録制とする場合にどのように登録していったらいいのか検討が必要だと思いますので、黒い星印をつけさせていただきました。

9ページです。福祉サービスを使っていない方、未利用者への対応について。こういった方についてはどのように対応したらいいのかですね。あと、特別支援学校以外の学校を卒業した、一般の学校を出ていただいた方にどういうふうに周知したらいいのか、引きこもり等の方についてはどうすればいいのか、というところと、津市地域障がい者相談支援センターがサービス未利用者に対してのケースワークを行っていくのはどうか、という意見がありました。こういった方の把握方法や周知方法についての検討があるのかなというところですね。

次のページ、10ページです。こちらが一番大きな課題かなと思います。緊急短期入所受入先の課題です。

未利用者の方や利用したことのない事業所は受入できないことが多いという現状と、重度の支援が必要な人への対応について。どんな人が来るのかが分からない状態で受け入れは困難だというご意見。受け入れる事業所にどんな情報を提供させてもらったらいいいのか。コーディネート機能の重要性というご意見をいただきました。

また、輪番制にしますと、障がい特性に合わせた支援が受けられないのではないだろうかというような危惧もあります。そのため受入先の事業所の現状と、緊急対応の方法に関する課題について、地域移行ワーキングの中で基幹障がい者相談支援センターから、短期入所を持つ事業所に向けてアンケートを取りました。

その結果が次のページ、11ページと1枚、カラー刷りの資料です。まずこちらのカラー刷りの資料について。

アンケートは今年の7月です。短期入所を持ってみえる事業所すべてではあ

りませんが、主なところにアンケートをお願いしたという状況です。緊急対応が困難な理由としては、事業所の支援体制の部分と、利用者本人に関する部分とありましたので、基本情報とか支援方法などの本人の情報が少ない場合でありますとか、介助の方法が分からないとか、環境の調整、部屋の確保ができない、人員の確保ができずに安全確保ができない場合は受け入れが困難と言う事業所が多いです。利用者本人に対しては、初めての場所に対応ができるのかという危惧と、事前の面談が行えていないので、普段どんな様子なのかが分からないでありますとか、個別対応が必要な方に対する職員体制が整わないときも困るということでした。他の入所者に、お互いの行為などがある場合に影響が出てまいります場合についても受け入れは難しいのではないかと危惧されております。

また、医療的ケアが必要な場合は、専門のところでないとか対応が難しいというような意見もありました。

逆に受入可能となる要件について、事業所としては空床があって、人員配置などの環境調整が行える場合、本人の詳しい情報が提供されている場合とか、どういう見通しや方向性が分かっている場合。何日使うのか、支援がどうなっていくのかというのがある程度分かっている場合。それと、緊急連絡先です。緊急時の対応といえども、その方本人に緊急のことがあった場合にどこへ連絡を取ったらいいいのか。そういったバックアップ体制が整っているのかどうか、整っていれば受入しやすいというところがありました。

日中に見学ができていたり、児童相談所からの緊急の依頼は受けますという事業所、それから慣れた方が付き添っていただければいいのではないかとという意見も出ています。利用者本人に関しては、集団生活に慣れており、かつ支援への拒否がない場合、本人が利用を納得している場合。多床室、個室でなくてもいい場合、他の家族さんが協力的であったり、医療的ケアの必要性の少ない方、コミュニケーションがきちんと取れる方というところで、ご意見を頂戴しました。

それを総集しますと、緊急短期入所の受け入れには、本人の基本情報とか連絡先やバックアップ体制等の情報の提供と事業所の環境の整備というのが必要なのだなということが見えてきたかなというところです。

こちらのアンケートの結果に基づいて基本情報等、あらかじめ登録しておくことで情報提供がしやすくなるのかなと思います。今後も検討が必要となってくると思われまます。

それからコーディネーターにおける調整方法です。基本情報を把握して短期入所につなぐコーディネートというのがとても重要だということで、その方法についてとコーディネーターが相談する機関がいるのではないかとというような意見がありました。緊急事態が予測できるように、特定相談支援事業所のプランニング能力も向上したほうがいいという意見もありました。今後必要な検討事

項としては、基幹障がい者相談支援センターのコーディネーターの機能に必要な要件の把握ということを検討していきたいと思います。

また、特定相談支援事業所のスキルアップ、リスクマネジメントについて。普段から利用者と接してみえる特定相談支援事業所が、緊急時にどのように対応をしていくべきか。またどういう準備が必要かということ普段から考えておくことが重要なのではないかという意見をいただいております。相談支援員個々のスキルのばらつきがあるので、特定相談支援事業所に相談するより、日中通所している事業所に直接相談し、そこから特定相談支援事業所につないでもらうということが多いようです。特定相談支援事業所がリスクマネジメント、緊急時に備えたプランニングができるよう、能力の向上が必要という意見でした。津市基幹障がい者相談支援センターの研修等で相談支援員のスキルの向上が必要であって、緊急時を想定したプランニングを平常時に考えておくこと意識づけ、こちらが必要なのではないかということで、今後の検討事項とさせていただきます。

また、この自立支援協議会で、他に検討しないといけないのではないかとか、そういったものを、ご意見を頂戴して、また地域生活支援拠点等の整備検討委員会を開かせていただきますのでよろしくお願いします。

(千草会長) ありがとうございます。前回の続きですが、検討事項というのはたくさん、大項目で5つぐらいあって、それぞれに検討事項というのをまとめていただきました。今日検討するという意味ではないですよ。今後ということで。

(事務局) 前回、カラー刷りの資料の6ページを示させていただきました。そこで意見をいただいたわけなんですけれども、特に事業者、短期入所の事業者が受け入れるにあたって、情報というのが必要であろうということで、そんな中で、緊急時の受入に必要な情報についてのアンケート結果というのがあります。例えば受け入れを輪番制とした場合、前もって基本情報をその登録者からいただいていたら、輪番制でいけるのではないかなとか、いや、それでもいろいろ難しい面があるんだとか、その辺の意見をいただきたいというのが今日の主旨でございます。

(千草会長) ありがとうございます。いろいろ検討事項はたくさん出ておりますけれども、特に今日、先ほど説明がありましたような、この輪番制にするかどうかとか、そのためには何が必要かというようなところを、特に今日は検討いただきたいということでございますけれども、いかがでしょうか。改めてこれを見ていただいご意見等ございましたら、お出しいただきたいと思いますが。どう

でしょうね。どうぞ。

(池田委員) 聖マッテヤ心豊苑の池田です。このアンケートの項目ということについてですけれども、ひとつだけ気になることが、在宅の方で普段、私たちの事業所と連絡があるというか、何かのコンタクトができています方だったら把握できていることに、身体拘束ということがあります。特に在宅の方などの場合ですと車椅子。車椅子にずり落ちないように自分で紐などをつけられたりされているんですけれども、これが施設になると身体的な虐待につながるんですよ。

拘束等は、それは必要性について十分な説明や検討とか委員会を開いてミーティングをやりますと、もちろん車椅子自体を医者が処方して、そういう固定バンドなどを付けてらっしゃる場合ですと平気なんですけどね。いわゆるおんぶ紐みたいなもので巻いたりしている方もたくさんみえるし、かきむしりなどがある方だったら、ミトンというものをつけてみえますからね。でもそれは身体拘束になるので、そういう対応方法が必要などという情報がわかると対応もできるかなと思います。

(千草会長) ありがとうございます。虐待になったら大変ですので、拘束というかそういう必要性がある場合に、そういう欄も必要ではないかということで、そうですね。そういう欄を作っていただくことも検討していただいたらどうか、ということでございます。どうでしょう。この点に関しまして、あるいはまた他の点でもそういう点がございましたら。輪番制で受け入れ体制を作っていくということでよろしいでしょうか。

(池田委員) 輪番制ということになった場合、例えば私どもですと定員10人に対して空きベッドは11あるわけでありまして、絶えず台風が来るとか、何かのたびに緊急だと言って避難して来られたりという実態があるので、何とでもできるかなと思うんですけど、やはりおっしゃってみえた障がい特性の問題であるとか、あるいは支援の内容についての特記事項みたいなこと。そういったことがやはり承知できていないということになると、責任問題等出てくるのが考えられます。医療的ケアの必要な方などが来られたりした場合、対応にも限度がありますので受け入れできないということが出てきますよね。医者がないような状態の中で。だから輪番制ということについては無理があるのではないかな。やはり普段からその人のことを知っているという状態であれば何とでも、定員枠とかそんなことを言っていないで受け入れ可能かと。緊急事態で、想定外のことが起こった場合には、やれることをやらないということはいけないと思いますけどね。でもそれはやはり、身の丈を超えた支援ということになってくる

と、やはり問題があると思います。

(千草会長) ありがとうございます。いかがでしょう。

(高鶴委員) このアンケート調査の説明が書かれていますけれども、ほとんどが知的障がい者対応のところですけど、輪番制にしたら普段見ている障がいの方も受け入れること、というのはどうなるのか。この津地域というのは知的障がい者の施設が多くて、全国的にも特異な地域だと思うんですけども、それでも緊急時だとか、週末のショートステイの利用をしようと思ってもなかなかできないというような状況で、施設はたくさんあってもそんなに受け入れるスペースはないですね。そこへ輪番制にしたがために、普段支援していない利用者が当番として来所したときに、普段見ている障がいの人を受け入れられるのかというのが出てきましたが、どうしていくのかなと思って。

(千草会長) ありがとうございます。どうでしょう。この点に関して。普段見ている、あるいは障がい特性が違うと言いますか、普段の対象者の方とはまた違った障がいの方を受け入れるということになるわけですが、緊急事態となったときにそういった方を受け入れる。輪番制ということになれば障がい者の特性が関係なしということになってきますけれども。何かご意見をいただきましたら。

(又市委員) 夢の郷の場合、ショートステイは一床しかなくて、なおかつ定期的にショートは受けていないんです。利用される方はほとんど緊急です。緊急でない方は今までいらっしゃらない。そのときに関係者からフェイスシートをもらうんですけど、もう随分古い。例えば主治医ももういらっしゃらないなというような感じなので、できれば直近のフェイスシートと、それからできましたら、緊急というのは大変なのでしょうけど、本人に一度お部屋を見てもらって、それからあくまでもショートステイは単独になるわけではないものですから、こういう人たちもいっしょに住んでいます、こういうところですよ、と見てもらってから利用してもらえば一番安心かなと思うんです。

(千草会長) ありがとうございます。普段、例えばちょっと家族の方が休養のためにとかという、そういうショートステイはほとんどないですか。

(又市委員) ないですね。お母さんが入院されるとか、それから同居の方が何か事情があってということで。普段から緊急時の利用になっています。

(千草会長) ありがとうございます。他はいかがでしょうか。それぞれ施設、現場の現状等々あるかと思いますが。

(増田委員) 基本的に輪番制にした状態で、それぞれの登録される方がまずはご自身が普段使ってみえるショート先とか、そういったところをまず優先して、それはコーディネートする側がする役割にはなるんだと思うんですけども、まずは何かあったときに、まず第一希望とか第二希望のところにあたったうえで、普段使っているところが満床であったりとかで、受け入れてもらえない場合に輪番制のところを依頼するとか、そういう配慮というのは、多分、緊急を受けたときでもできると思うんですけども。

(千草会長) ありがとうございます。初めから輪番制のこの施設に行ってくださいというのではなくて、いつも利用されている、一番よく分かったところへ。そこが今、満杯だというようなときに、今日現在、ここが当番だから利用していただいたらどうかと。まずは普段利用されているところをお取りになる。ありがとうございます。

(高鶴委員) ただ、一般就労してみえる方が、家族が亡くなられて、キッチリと入所へ納まるまでのことを見て、自分も相談支援センターに登録だとか使っていなかったのが受給者証の期限が切れていて手続等をしないといけないな、と言って相談に来られるんですけども、普通に就労して、親御さんが元気だと福祉サービスを使っていないんです。本人には自尊心がありますので、なかなか障がい者の事業所を利用できるかと言ったら難しい部分もあるし、そういう方には何とか福祉サービスにつながってもらい、ヘルパー支援などを使うようにという話をしてみえました。

(千草会長) どうでしょう。他の方でこの、輪番制云々というところで何か経験がありましたら。あれは元々の案と言いますか、この輪番制というものは先ほどもお話に出ましたけども、普段行っているところへ行きたいけれどもそこがいっぱいだから、ではそのときはこの、今日の輪番はどこどこだからという、そういうような輪番制も含めてということでしたか。それとも、いや、今日とはとにかくここが輪番の施設だから、そこへという。

(事務局) 当初パワーポイントの6ページで示させていただいたものは、そういうものは除いて輪番制ということですね。その考え方というのは、ひとつの

事業所に負担がかからないようにということが根底にあります。ただ、この間、8月21日の自立支援協議会で協議をいただいた、あるいは先ほど、ご意見をいただいていますように、普段から使っている事業所が輪番制の当番ではない場合に、どちらを利用するのかという問題があるかなと思いますのでその辺は慎重にならないといけないと思っけています。また、基本情報を得られる方と得られない方がいると思うんですね。先ほど増田委員が言われましたけども、第一希望、第二希望を書かれない人もいるかもわかりません。書かれない人とか、全く情報のない人はこちらで輪番制の利用をしておいて、それからもうひとつ、こちらで希望、その登録、2段階ですね。2段階というのも当然考えられるのかなというのはありますけれども、その辺も検討していかないといけないので、いろいろなご意見をいただきたいと思っけています。

(千草会長) ありがとうございます。何と言うのか、カチカチの輪番制というのか、そこしか駄目だとかという、そうするとちょっと難しいかとは思っけていますけれども、輪番制と希望のところ、上手く両方でというようなことでしょうか。どうでしょうか。ひとつの施設に過重な負担がかからないようにという、そういうのも輪番制の目的であるということですが。

(池田委員) 救急医療で言うところの輪番制などの場合ですと、大体総合科目のところは輪番制をやってみえますかね。一方、この障がい者支援施設なり、あるいは各事業所にしても、それぞれの事業所の専門性というのがあると思っけていますよ。建物の構造とか職員のスキルとかいうふうなところからいくと、例えば私どもの会は部屋の鍵はどこもかかっていないわけですから。出て行こうと思っけたら勝手に出ていけますので、そういうところに行動障がいのある方とて言われても何とも制御の仕様がな。だから輪番制となると総合的にできることを輪番制にさせていただく必要があるのではないかと思っけています。現実に津市内にあるのかと言ったらちょっとクエスチョンですけど。

(千草会長) 総合的なところ。そうですね。現実にそういう施設があるかということになると非常に難しい。となりますとなかなか輪番制というのはあまり現実的ではないという。

(池田委員) 今でもいろいろな方が緊急ということて利用希望があり、身体でなくて精神の手帳だけの方とかお見えになりますけど、何とかこなしていますけど、輪番制でどうしても受け入れをということになるといかななものか。逆に身体の方で特別な支援が必要な方が、例えば知的障がい者を中心に支援している

事業所で対応できる職員がいらっしゃるのかという問題ですね。

(千草会長) そうですね。設備とかも。いろいろ情報はあっても設備や専門的な技能を持った方がいないというとな非常に難しい。

(池田委員) ですので、輪番制ということも案のひとつかとは思いますが、先ほど説明がありましたように、相談支援で、普段のプランの中でいざというときの項目というのをもひとつ追加して考えていただくのがいいのではないかと思います。

(千草会長) なかなか具体的なことを考えると輪番制は難しいのではないかと、というご意見でございますけれども。

(市川委員) どこかの事業所に保険的に空きベッドが必要だと、これはもう事実だろうというふうに思いますので、何がしかのかたちで手を打つ必要はあろうかというふうに思います。ただ、池田委員も今おっしゃったように、その介護スキルがないところにどっぷり介護が要るような、例えば脊髄損傷等の重度の方が緊急で入るとか、車椅子の方が階段しかない施設に入るようなというのは現実的に無理があるので、この辺りはもう少し要検討かと思いますが、事務の中で、整備検討委員会の中で話をしていたときは、緊急というものの定義がまだ少し曖昧であること。それから緊急対応の中に段階があること、今日の資料に入っていませんけどその辺りの話をさせていただきました。ショートステイの利用にたどり着くまでに何段か階段があって、これらを丁寧に整理をしていくと、ショートステイにつながるところまでの間に緊急対応が終了するという案件も相当数出てくるだろうというのが5ページの資料のアンケート結果にも出ていて、大体、特定相談支援事業所が緊急で対応したうちの57分の13がショートステイに至ったと出ております。大体それらを計算していくと、空きベッドを確保しておくという必要性は十分にあるとは思いますが、予防的マネジメント、リスクマネジメントを推進することで、緊急事態を極力なくしていく方向で地域づくりをしていくことが重要なというふうに思います。

水谷委員たち計画相談支援事業所連絡協議会等と協力させてもらいながら、自立支援協議会として、相談支援専門員の皆様にどのようなスクリーニングをしてもらうか、例えば進行性の病気があるだとか、親御さんが単身で介護をしているだとか、親御さんが何歳以上であるとか、親御さん自身に持病があるとか、そのほか、虐待の疑いがあるとか。いくつかリスクの指標というのはあると思います。

もう少し丁寧に整備を、自立支援協議会と計画相談支援事業所連絡協議会で検討していきながら、基本的には緊急対応を起こさないということを前提にして、協議を続けていただけたらどうかなというふうに思います。ただ、空きベッドは必要で、今日、この日、この一泊だけはどうしてもどこかで見ないといけないという人が出てくることは、年に数件ですけれどもあるんですよ。年に1件か2件だと思います。本当にそこまで緊急になるのは。これだけはどうか対応するかというのは引き続き考えていく必要があるかと思いますが、もう少しこれは事前に情報提供をして、各々の、今日も臨床施設、支援事業をやっている事業者にたくさん来ていただいていますので、ご意見をまとめて発言いただけたらというふうに思うんですが、多分、議論し尽くすのは難しいと思いますので、そんなふうに進めていけたらなというふうに、協議会の整備検討委員に入っているものとしては今、感じて聞いておりました。

(水谷委員) 私もなかなか発言ができなかった、何が緊急というのかなという中で。昔、家が燃えて住むところがないという方がいました。それは本当に緊急なので、家族はとりあえずどこでも寝る。本人だけ何とかしてほしい。それは本当に緊急。すぐに電話を入れたらその事業所はたまたま受け入れてくれた。そういったつながり、コーディネートする人が今必要なんだなということと、先日も親御さんが亡くなっていた、親御さんが葬儀に出ないといけなからこの子を見られなくて緊急だということもありました。本当に緊急とはどのようなことを指すのか家族によって緊急の度合いというのも違うと思いました。

あとは先ほどの輪番制で、それは障がいの特性もあると思います。でももう少し、これは私の考えだけでも柔軟に考えて、その利用者さんが、昼間とかに利用している事業所が、例えばちょっと和室があったりとか、生活介護だったらお風呂があったりとか、ということがもしあったとしたら、市川委員が言われたようにその夜だけというのであればそういった昼間の活動場所である事業所で一晩、津市として緊急で預かるというようなことで、柔軟に予算化されるとそこも受入度合いもちょっと広がるかもわからないし、本人の不安というのがなくなるかもわからないしということもあるんですが。

(市川委員) こころの結の和室にうちのヘルパーさんが行って支援するとかね。そういう対応もありかなと思いますけども。

(水谷委員) それも本当に緊急で何とかということであるもので。

(高鶴委員) 夢物語かもわかりませんがね。この施設まで行かなくてもいい

ぐらいの自活力のある人というのは結構ありますね。多分、夜に放っておくのは心配だということヘルパーさんが行くか、普段誰か関わっている人が一緒にうちのほうで、というふうなかたちで一晩過ごすということもしていけたら。

(水谷委員) そういったことが多分、相談員が考えてプランニングしていったら、本当に、この人は緊急時は輪番制の施設というようなことにはなってくると思うので、だから関わっている人たちの緊急の度合いというか、何かあったときの生活の、今書かれているように、相談員というのがきちんとプランニングをしていかないといけないのかなということは思います。

(高鶴委員) うちの利用者さんは、それならうちの作業所で寝るなんて、そんな寒くて寒くて寝られませんが、一晩ぐらい一人で家に帰れる人は誰かなという、そうはいません。私もいつまでも支援をしているわけではないし、事業所に行くのを拒否しているような人たちもいます。そうしたら、ヘルパーさんが一晩、傍にいてくれるとか、知り合いの人で、というのをきちんと特定相談支援事業所が家族状況等を把握していく中で、普段頼れる人はあるかとか聞きとって基本情報等のシートに入れていってもらい、連絡先も書いておくと、必ずどこかの入所に預けないといけないというようなレベルではない人は安心していられるのかなという気はします。何かあったときのためにと言って動き出した方々に対してそういう話をしていくと良いのではないかなと思いますね。

皆、親の会会員の平均年齢が上がっているんですが、もうじき 80 歳だとか、そんな人ばかりです。

(後藤委員) 高鶴委員が昔の話をしていただいたので、私は就労生活支援で主に一般就労の方に関わっているんですけども、一般就労をされている方が全てうちに登録されているわけではないので、あくまで参考程度にということなんですけども、登録されている方で福祉サービスを使っていない方が多いんです。そういう方の緊急時、どうかというと、我々はあまりショートステイというのは本当に最終手段であって、まず考えない。というのはショートステイに入ってしまうと就労がストップしてしまうからなんです。通勤ができなくなってしまうから。大抵の方が数日とかであればどうすればということが、それができればそれで一人で過ごせることもあるし、どうしても身の回りが不十分な方に関しては、ヘルパー支援で生活の継続ができるという方が非常に多いので、ただ福祉サービスを使っていないということは、それは計画相談支援員がついていないんですよね。急なプランニングができないというところで、そこを緊急支援してくる、入るのにどうしていくかというところと、緊急時に居宅介護が動ける

かどうかが重要になってくるのかなというのは普段の様子からは感じています。あと、うちに登録していない方とかだと、これも全員ではないと思うんですけども、何かあったときには大体、会社の方が動くパターンが結構多いかなと。お勤め先の方が気づいて市役所なり、ハローワークなりに相談されて、そこで解決される場合もあるし継続的な支援が必要な場合はうちへつながってきたりとか、というのが現状、見ていると多いのかなという気がしています。この福祉サービスを利用していない方という中でも、引きこもり等々になってきてSOSを出すところがなくなってくると、気付かないという状況が起きるので、この辺り、どうやってニーズを拾うかというのは重要なかなというふうに思っています。

(池田委員) 今のお話でちょっと補完ですが、ショートに入ったからと言ったところで働きに行くことができないということはないわけで、私どもの事業所でもショートステイを夜だけ使う方法もあります。ですから昼間はよそへ行ってみえるとか、働きに行ってみえる方は、過去、いくらでも事例はありますので。

(後藤委員) サービスではなくて自宅からの通勤でないとな本人が難しい場合です。また練習する必要があるとかなってくると難しい。

自分で自動車通勤してみえるというようなケースもありますので。それと入所施設ということが今、俎上に乗ったりしていますけども、必ずしも障がい福祉だけではなくて小規模多機能施設のようなところでも十分そういう能力があると思いますので、1人、2人、来ていただくということは十分可能だと思いますね。しかもかなり、介護も要って認知もという方が、その方々が専門性のあるところになるんですね。ですからもう少し枠を広げて対象施設や事業所を考えてもいいかなと思います。

(谷口委員) 前回の会議でも一晩だけという、それで輪番制で手上げ方式でいくのかなとっていて、それで進むのかなとっていたんですけど、やはりここに対象事業所が書かれていまして、入所施設がずっと書かれているんですけど、本当に手を挙げるのかどうかというところとか、輪番制になるぐらいには全体で、皆で連携しながらということになるのか。ふたを開けてみたら、どことどこしかなかったねと、24時間対応はこれだけしかなかったね、というようなことはないのかどうかと、そんなリスクもやはり考えていただきたかったし、池田委員がお話になったようにもう少し広げて、グループホームでも受入ができるのかどうかとか、訪問介護等の利用ができるのかどうかというところを考えていった方が安心感はあるのかなというふうに思っています。

(千草会長) ありがとうございます。いろいろ意見が出されましたけれども、輪番制だけしていたらかなり難しいような、輪番制を柱にして何かもう少し融通のきくようなとか、あるいは障がい種別は確かに全く違うところにとというのはなかなか受け入れる側も難しいだろうなと思いますし、どうでしょうね。過去に緊急で障がい種別の違うところに入ったなどというようなケースはあるのでしょうか。

(池田会長) それはやはり緊急ということで今までも精神の方などもいらっしやって、今も緊急で療育しか持っていない方が利用しているわけでありますので、専門性の度合いの問題かと思います。ただ、また違うことを持ち出して申し訳ないんですけれども、できればそういう事業所ということになると、私はどこへつながる可能性が高いというような、普段のプランのところで押さえておいていただいたうえで、年に1回ぐらいはどうやってそこへ行くんだと、あるいはどうやってその方を迎えに行くんだということが、訓練ですよ。できるといいかな。何か鈴鹿市はおやりになっているらしいんです。いいかなと思います。

(千草会長) ありがとうございます。事務局のほうで今まで意見が出てきましたけどどうでしょうか。

(事務局) いろいろご意見ありがとうございました。ここでこっちの方向へ、こっちのへ方向へとか決めるといことはございませんし、本当にいろいろご意見をいただいた中で、まとめさせていただいて、整備検討委員会を開かせていただきたいと思います。ありがとうございます。

(千草会長) ありがとうございます。いろいろ具体的なご意見をいただきましたので、ぜひとも現実的な、具体的なケースに則して進めていただきたいと思います。ありがとうございます。それでは1番の地域生活支援拠点等の整備についてを終わらせていただきたいと思います。

続きまして、2番の津市障がい福祉総合プランの策定について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 津市障がい福祉総合プラン策定につきまして説明をさせていただきます。今回のプラン策定にあたりまして、前回、第2回の会議を開催したときにはまだ事業所が決まっておりましたが、冒頭に課長からも説明がありましたとおり、津市障がい福祉総合プラン策定業務委託を株式会社日本開発研究所みえが受託されまして、本日、ここに来ていただいています。なお、仕様書

の中で次期プランを策定するにあたり、津市地域自立支援協議会等の会議に出席し、必要に応じて資料の説明を行うとともに会議録の作成を行うということが仕様書にうたわれておりますので、会議開催時につきましては出席をしていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ではプランの説明をさせていただきます。アンケートの内容につきまして、10月25日付けで委員の皆様の確認の依頼をさせていただきましたところ、大変急な依頼でありましたが多数のご意見を頂戴いたしました。今回、プラン策定についてのところで使う資料につきましては、アンケート内容に対する質問等という、このホチキスで留めさせていただきました2枚ものものと、障がい福祉施策に関する調査という、右上のところにマルで「者」と書いたものと、マルで「児」と書いたもの。この3つで説明をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

まずアンケート内容に対する意見等で、障がい福祉施策に関する調査市民、というのが一番上にあるんですけども、こちらのほうでいただきました意見につきまして、問1「あなたの性別を教えてください」について、市民として意見を取るのであれば男女別は特に必要ないと思ひという意見を頂戴しております。障がい福祉課としましては、他の児童、あるいは障がい者を同様にクロス集計を行うためにも記載はさせていただきたいと思ひます。介護保険のほうでも今年、介護保険事業計画の策定に向けたアンケートを行うんですけども、やはり介護保険のことは前回時においても一般向けのアンケートにおいて、男女の設問というのが登載されておりましたもので、引き続き、この集計の観点からこちらの項目につきましては載せさせていただきたいと考えております。

続きまして問11なんですけれども、「それはどこで誰からどのようなことでしたか。それぞれについてお答えください」。これは障がい者虐待の項目なんですけれども、虐待と思われる案件をどこで、誰からどのようなことで聞いたのですかという設問に対する意見としましては、いつ、という問いがないため、昔にさかのぼってのことなのか、1年以内のことなのかなど考えてしまうので、時期を設定してもらったほうが答えやすいのではないかという意見をいただいております。こちらにつきましても、障がい者虐待ととらまえられる事象があったかどうかという、過去においてでもそうなんですけれども確認したいもので、いつの時点かというのを設定してしまうと逆に答えづらいというか、それはもう、1年以内に見たことがない、あるいは過去に見たことがあればそれは見たことである、見た、あるいは聞いたことがあるということをお答えしてもらいたかったためですので、いつという設問は入れていなかったというのが回答となります。

問20番、「あなたはヘルプマークを知っていますか」という設問がございました。こちらについては、ヘルプマークへの認識は知っているかどうかが大切で

すが、見たことがあるかどうかのほうがより具体的な気がするという意見をいただいております。この中においてなんですけれども、普及の状況を把握する質問としては、見たことがあるという問いかけはすごくいいことだとは思いますが、実際にこのマークがどういった意図で使われているのかということを知らないのでは見ていただいても意味がないのではないかという思いから、マークの認識度を確保するためにこういった文言にさせていただいている次第でございます。

続きまして問24番、「今後の障がい福祉施策を進めるうえで特に力を入れるべきことは何だと思えますか」についてなんですけれども、ここの問いで、設問としてはマルを3個選んでくださいというかたちになっていました。マルを3つに絞るのは難しいのでマルの数を増やすようにしてほしいというのが意見がありました。こちらの項目というのは、当然前回の調査も踏襲していく必要がありますもので、若干の文言変更はございますけれども、調査、聞きたい内容というのは変えておりません。前回についても3つということで、的を絞るために3つにさせてもらったというふうに以前に聞いておりましたもので、そういう観点からこちらは3つでさせていただきたいと思っております。それと意見としまして、本人が記述するにはフリガナが必要ということで、ごめんなさい、ここを市民のところに書いてしまったんですが、これは障がい者のほうでいただいていた意見であったんですけど、皆様にお配りしたものは案段階でルビを振っておりませんでした。障がい者の方が書かれる調査を対象とするアンケートにはルビを振らせていただきたいと思いますと思っております。

以上が市民に対するアンケートになるんですけれども、今回つけさせていただいたこの調査の表に市民のはなぜないのかというと、修正を加えていなかった関係上、「者」と「児」しか今回用意をしておりませんでしたもので、皆様に、全員にお配りしたのから修正はない方向で検討というかたちを提案させていただきたく、つけてはおりませんでした。

続きまして障がい者のほうになります。

問4ですね。1ページ目。「者」の調査表用紙の1ページ目なんですけれども、そちらの問4、「あなたはどなたと暮らしていますか」について、今の暮らしの調査項目にプラスして、将来誰と暮らしたいのかの設問をできれば追加してほしい。この質問をいただいた委員の方に詳しく聞いてみたんですけども、質問の内容としては、将来においてどういった暮らしができるのかを知らない障がいの方も見える。要は自分がこれからどういう暮らしができるのかというのがわからない方が見えるのでということでした。

こちらのほうですけど、設問の大設問、(1)なんですけれども、「あなたの状況についての質問」となっており、将来の項目について設問を設けておりません

でしたもので、今回はこの項目としては将来のことというのは設けてなかったもので、もしこの説明が終わったあとにまた意見のほうを頂戴したいと思いますが、一応、今のところの回答としてはこのように回答させていただきたいと思います。

続きまして問14番、3ページ目になりますが、「あなたの障がい者支援区分、介護給付のみ、は何ですか」について、意見としまして65歳以上の方には介護の認定も尋ねてもらいたい、という意見をいただきました。こちらのほうには、黒マルになっている番号がずれますのであとで番号は調整したいと思うんですけども、ご意見のとおり、介護保険制度における要介護認定につきまして、受けられているか、受けられていないか、あるいは申請中かというのを書かせていただきました。ただ、2号被保険者の方の利用もあるかもわかりませんもので、冒頭で年齢のほうは聞いておりますもので、ここで65歳以上に限ったという設問にはせず、年齢のところは書かずに受けられているか、受けられていないかという私たちの設問を設けさせていただきたいと思います。

続きまして問20になります。こちらは5ページになります。「どのようなサービス等を受けていますか」について、サービスの種類の中にできれば宿泊型自立訓練を加えてほしいとあったんですけど、障がい福祉サービス、大分類の中で自立訓練、生活訓練の中にこちらの宿泊型自立訓練というのが含まれております。ただ、そのあと、この意見をいただいた委員の方とのお話をさせていただいたんですけども、実際に利用している方の受給者証を見る限り、本人がこの文言で宿泊型ということが出てくると、自分が何を使っているかわからないという意見をいただきました。ですので、最初、含まれているからいいのではないかと思ったんですけども、やはりその意見をいただきましたので、自立訓練の中に生活訓練、そして宿泊型というのをつくらせていただきましたので、どちらかをマルしていただくようなかたちを考えております。こういったかたちで、こちらの20番につきましては修正のほうを加えさせていただいております。

続きまして問27番、ページ数でいきますと7ページになります。「あなたは主にどんな仕事をしていますか」について、就労移行支援事業所の記述がないという意見をいただいております。「主にどのような仕事をしていますか」というような中で、元々この設問を考えた主旨なんですけれど、就労継続支援A型は最低賃金が決められております。支給しないといけないということが決められています。また、就労継続支援B型については、最低月額工賃のほうで支給されると決められていますので、こちらの支給というのは必須条件となっております。就労移行につきましては、あくまでも訓練的な目的というかたちになりまして仕事というニュアンスには入ってこないもので、それでここには入れていないというかたちを最初の考えの中で取っております。

続きまして問34番になります。9ページになりますが、「あなたは今後どのように暮らしたいとお考えですか」について、意見としまして、自立して暮らしたいという表現は家族の手助けを受けたり、福祉サービスを利用しながらも自立して暮らしたいということも含んでいる。この場合の意味は家族の手助けや当該福祉サービスを利用して暮らしたいということかという問い合わせをいただいております。こちらにつきましては、おっしゃられるとおり、家族の手助けや障がい福祉サービスを利用せずに、自立して暮らしたいという意味をなしております。同じような質問がそういう意味合いで書かせてもらっております。

続きまして問40番になります。こちらのほうはページ番号が10番になります。「問38で2を選んだ方は」というところですけど、これは誤っております、「問39の2を選んだ方では」というふうにいただいておりますので、「39で2を選んだ方」に修正のほうをさせていただきました。ご意見ありがとうございました。それと、こちらは設問番号とは関係なしになるんですけども、医療的ケアについて項目がないという意見もいただいております。アンケートに記載するかどうかということではなく、医療的ケアの必要な方は支援を受けることができる通所サービスの事業所が少ない現状があるということをお伝えできなかったということで、そういった意見を出させていただいたというふうに聞かせていただいております。障がい「者」のところのアンケートに関する意見につきましては以上でございます。

続きまして障がい「児」のほうのアンケートの設問になります。

問13番になるんですけども、ページ番号でいきますと4ページ目になります。「お子様は日中は主にどこで過ごされていますか」について、5が児童発達支援センターか、事業所か、サービス利用としてひとまとめか、くくりがわかりにくい。要は5の児童発達支援というのが何を意図しているのかちょっとわかりにくいですよという意見をいただいております。

こちらにつきましては児童福祉法に基づき、就学前のお子様を利用できるサービスの名称として、児童発達支援というかたちでの文言で記載しております、実際にサービスを利用されているお子様の受給者証に児童発達支援という記載がされていますので、これは児童発達支援を月に何回ぐらい使っていますかという回答であるということをおわかっていただけるのかなと思っておりますので、修正等は加えておりません。

続きまして問15番になりますが、同じく4ページなんですけれども、希望どおりでない理由は何ですかについて、設問が「希望どおり」で回答が「思いどおり」。ここも設問が回答の2番のところ、定員がいっぱいで「思いどおり」の場所を利用できなかったというのが、事前に配らせていただいた時の内容になっております。ですのでやはり、設問が希望どおりというかたちになっており

ますもので、こちらのほうも希望どおりというかたちで修正をさせていただきたいと思います。

3番、4番につきましても、「受入体制が整っておらず、思いどおり」となっているところも「希望どおり」に変えさせていただいて、「施設的环境が整っていなかったのも思いどおり」、この部分を「希望どおり」と変えさせていただきました。

続きまして問18番ですけれども、ページ数としましては5ページになりますが、お子様は現在どの学校、学級に在籍していますかについて、意見としましては、通常、普通学級から通級指導教室に通級しているケースはどこにあるのですかというご質問でした。いわゆる取り出し級のかたちになってくると思うんですけれども、これもあとでまた意見をいただきたいと思うんですけれども、私、福祉課としましてはこのその他のところ、マルはひとつと書いてありますもので、今から意見をいただく中でここをふたつにして、ふたつという言い方は変ですね。その他の項目に挙げてもらおうかなというところはあったんですけれども、もしかしたら「取り出し級」という項目を追加するのかな。この場で今回、これは意見をいただければと思っておりますので、回答のほうは空白となっております。よろしく申し上げます。問18につきましてはまた追ってご意見いただきたいと思います。

続きまして、問19番、こちらですけれども、「放課後、お子様はどこで過ごされますか」について、意見としましてどこで過ごしているか、場所を聞いているのに回答が、1、友人と遊んでいると過ごし方になっている。こちらのほう、1番、皆さんにお配りした中では「友人と遊んでいる」というふうになっておりました。やはり過ごされている場所になりますので選択肢を並び替えるとともに、「友人と遊んでいる」という項目を、「友人、知人宅で過ごしている」というふうに変えさせていただくとともに、並び順の関係上から4番のほうに番号を変えさせていただきまして、それ以外の回答項目について変わっておりませんので、あくまでも友人と遊んでいるというところを「友人、知人宅で過ごしている」。こういった回答項目に変更させていただきました。

続きまして、問22番ですけれども、「お子様は学校を卒業したあと、どのような進路を希望していますか」について、意見としましては、グループホームの利用と企業、福祉就労は並立する希望がありますよという、いわゆるグループホームを使うということは日中の居場所を確保しなくてはいけないので、日中は一般就労するのか、あるいは福祉就労につながるのかという、そういった選択肢が出てくるというご意見でしたので、実際、確かにそのようになりますので、グループホームを選んだ方については2か所が選べるように、こちらの問22番の設問、そして問23番の設問につきましてもグループホームの関係の文言が

ございますので、マルはふたつまでふれるようなかたちで選択肢の数を増やさせていただき修正を加えさせていただいております。

続きまして問34番になります。そちらは9ページになります。「お子様から障がいがあることで差別を感じたり、嫌な思いをする（したことがあった）と聞いたことはありますか」について、こちらの意見としましては、質問文について親自身の思いも聞いたほうがいい。例えば質問文に付け足して、「あるいはあなたがお子様の障がいのことで差別を感じたり、嫌な思いをしたことがありますか」としてはどうか。同じようなこの項目での意見としまして、子どもの立場以外にもご家族が感じたことも調査の対象にしてくださいという意見。このふたつをいただいております。ですので、質問としましては、「お子様やあなたがお子様に障がいがあることで差別を感じたり、嫌な思いをする（したこと）がありますか」ということで、お子様や、そしてあなた、保護者の方もここに意見が反映できるように変更させていただきました。

続きまして問38番になります。「今後の障がい福祉施策を進めるうえで特に力を入れるべきことは何だと思えますか」について、文字が消えて申し訳ないです。回答項目1、そして7の障がい者を障がい児（者）に、そして14番の障がい者を障がい児（者）とその家族に、というふうに変えていただきたいという話がありましたもので、こちらは変えさせていただくとともに、障がい者のアンケートにつきましても、最初のほうで説明させていただいた障がい者のアンケートでいきますと、ページ数は14ページになるんですけども、こちらと同じ1番、7番、14番につきまして、こちらも障がい者（児）というかたちで、「者」と「児」は入れ替えてありますけれども、「児」も「者」も対象というかたちで変更を加えさせていただいております。

続きまして、設問ではないんですけども、意見としまして、「児」の調査の中に、はっぴいの一とを知っているか、持っているか、だけでも入れてもらえればという意見がございました。こちらにつきましても、途切れない良い支援が受けられるよう、家族との支援者を結ぶはっぴいの一とについて、やはり項目に入れる必要があると考えておりますもので、ページ数としましては3番のお子様の、大設問としてはお子様の相談についてのところの、問11の次のところに、はっぴいの一とを知っていますかというかたちで、はっぴいの一とはどういったものですかという文言を※の下に載せてもらいつつ、知っているが利用していない、知っているし利用している、知らない、その他というかたちの回答項目をつけさせていただいて、設問を増やさせていただいております。

医療的ケアについての項目については、先ほどの「者」のところの説明させていただいたものと同じでございます。それとまた、こちらの意見としましては、選択肢番号が横並びのほうがわかりやすいという意見をいただいております。

設問内容についてはやはりスペースの関係上、どうしても縦横が混在してしまうかたちにはなってしまうので、ここはご了承いただければと思っております。

以上が今回、アンケートに対する意見等でいただきました内容、そして回答とさせていただきますと思います。これにつきまして、意見をいただきたいと思えますのと、あと、児童のところの間18番の設問のところにつきましては、ご意見のほうをいただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(千草会長) それでは各委員さんからいただきました修正等に関しまして、今、回答があったところですが、それ以外のこともあるかもわかりませんが、先ほどの回答に関してまた質問もあろうかと思いますが、どうでしょう。まず、障がい児のほうの間の18が、一度この委員会の中で決めるというような事務局の説明でしたので、この間18の、通級教室に移っているケースをどうなのかというところですが、こういう表現でどうかというご意見がありましたら、まずお願いしたいと思えますが。

(浅沼委員) いなば特別支援学校の浅沼です。私のほうでこちらを書かせていただきました。通常、普通学級に在籍しながら取り出しで外へ行っているお子さんが大変増えてきております。そういう方の場合、何と書くのかということのほうも気になっていました。と言いますのは、例えば中学校で取り出しをされておられますと、その取り出しを受けている科目については高校進学の際に、そちらの科目について成績が空白になります。空欄になりますので、例えば5教科、受験科目が5教科あったとして、そのうちの2教科取り出されていたならば、2教科は成績がつかずに空欄になって出てきます。そのことが気になって受験の直前に取り出しの学級、取り出しではなくても普通学級のほうに戻してほしいというような話があるんですよというのも聞いたことがございます。例えば不登校でその授業に参加ができていない子については、成績で1がついてきます。普通学級に在籍しながら不登校の状態でしたら成績に1がつきますが、取り出されている場合にはそこは空欄になりますので、そうすると逆に、取り出されたことによって丁寧な指導を受けたり、より支援を受けられていいのではないかと、思う一方で、取り出されることによって受験のときに不利になるのではないかと、という意見のほうも聞いたことがございますので、このままだと別にどこで学んでいるというのを知るだけということでしたら、普通学級籍ということでもいいと思えますが、最近は取り出しのほうも増えてきておりますので、その辺りも聞いていただけると何かの参考にできるかなと思ってご意見を書かせていただきました。書く際に、6番ということでしたら6番で、括弧が狭いなと思って何と書くかなと思ったものです。

(千草会長) ありがとうございます。そうですね、何か具体的な記載というか、項目は何か適当なものはありませんかね。

(浅沼委員) 「在籍していますか」になると、特別支援学級に入学当初在籍ということでしていたけど、そのあとずっと普通学級で勉強している。

10月1日現在でもまだ在籍なんです。特別支援学級。在籍だけど授業はずっと普通学級。

(千草会長) 在籍というふうな聞き方をすると、先ほどの取り出しはどうなりますか。

(浅沼委員) 在籍だと通常学級に籍がありながらその授業だけ取り出されていますので、その子は1番を選ぶことになります。

(千草会長) なるほど。ということになるわけですね。在籍という表現も変えたほうがいいですか。どうなのでしょうね。取り出しというのが在籍となると取り出しは関係なくなってしまうというか、普通学級の在籍になるんですね。

(高鶴委員) 「どのようなかたちで教育を受けていますか」とか。

(浅沼委員) パッといい言葉が見つからないんですけど、ちょうどタイムリーに高等学校のほうも通級が始まりました。高校通級が今年度から始まっております。ちょうどタイムリーだなと思うので、うちの子は通級なんだけれどそういう場合はどう書くのかなと思われる方もいらっしゃるかなと思いましたもので。パッとこの場で代わりになる言葉は思い浮かばないんですけど。

(事務局) そうしましたら、設問自体は聞き方ですけども、どの意見にもありますように、「どの学校、学級で学ばれていますか」に変えさせていただくとともに、今、取り出し級というのは分かっていた言葉になっていますので、言葉は長くなるんですけども、もう順番が前後してしまうかわからないんですけども、あくまでも小中学校だけですよね。取り出し級というのがあるのは。ですよね。

(浅沼委員) そうですね。

(事務局) ですので、小中学校、普通、通常、普通学級というのをつけながら、変えながらとりあえず授業を受けているとか、その文言で、長くなりますけれども、「小中学校（通常・普通学級）に通いながら取り出し授業を受けている」というかたちになると、「どの学校、学級で学ばれていますか」というのと、問題はないような感じにはなるかとは思いますが、そういう聞き方はどうですか。

(浅沼委員) 一度、市教委に確認をしてもらったほうがいいかなと思います。4番の高等学校につきましては、今現在、県内で高校通級をしておりますのは伊勢まなびだけですので、もしこれが、対象が津市の人だけだったらわざわざ書かなくてもいいかもしれません。津市から伊勢まなびに行っているお子さんが見えたならば、うちはどうなのと思われるかもしれませんが、現在、津市内にある高等学校で通級をしているところはありません。

(千草会長) 教育委員会とも相談していただいて、正式な言葉と言いますか、用語、取り出しというのが、何というのでしょうか、文科省が言っている正式な言葉になるのか、一般的な言葉なのかわかりませんので、それは事務局で、今のご意見を参考にさせていただいてお願いしたいと思います。

ではそれ以外の、問18以外で先ほどの事務局からの回答、あるいはそれ以外のことでも結構ですので、何かお気づきの点がありましたらお願いいたします。

(浅沼委員) 以外かどうかはわかりません。フリースクールに入る場合は、その他になりますか。

(高鶴委員) フリースクールというか、スクーリングと言いつつとてもスクーリングしているようではなく、ただ行っている人もあってね。

(千草会長) どうしましょう。どうしたらいいですか。そういう子どもさん。

(高鶴委員) それはやはり6ぐらい。

(事務局) 一応考えているのが、全てはその他で包含できるのかなと思っていますので、例えば学校に行っているとみなされる年でも、中学校とかに、もしかして行ってない子もいるかわからないので、行ってないというのもその他のところに入って来るのかなというふうに書いていただくところと考えています。

(高鶴委員) ちょっと説明が要りますよね。その他のところにどういうものがあるのか。

(千草会長) 例えばとかというので、その他に例を入れておきますか。一応、項目は6までとしてその他にいろいろ書いていただくと。5までに当てはまらないものを。

(事務局) 教育委員会と相談しつつ。

(千草会長) 他にいかがでしょうか。今の項目で、この項目でも結構ですが何かご意見がありましたら。特にございませんか。よろしいでしょうか。

(藤川委員) 今、気が付いたんですけど、児童の問20で、問19で「日中過ごされている場所は希望どおりですか」。誰にとっての「希望どおり」でしょうか。

(事務局) これは子どもを持たれる、家族にとっての希望どおりという意味合いで書かせてもらいましたので、ちょっと言葉足らずでしたので。

(千草会長) 問の20の意図はその保護者の方が、ということになるんですね。

(事務局) はい、意図としてはそれで聞かせてもらう予定でしたので、「日中過ごされている場所はあなたの希望どおりですか」、というかたちに変えさせていただきますので。

(藤川委員) あなた。

(水谷委員) でも、このアンケートの記入にあたっての注意事項で、保護者の皆さんが必要に応じてお子様と相談してくださいということなので、相談だったらお子さんの言葉を聞いたかなということと答えられるかなとは思いましたが。

(事務局) ちょっとこちらのほうも、そうですね。

(水谷委員) そうすると問21も、2番も、子どもが利用したがない場合も、お子さんの意向も入っているかなというのがありますね。そうやって書いても

らってあるので、間に合わせてお子さんにも聞いてもらっているのかなという感じで、見させてはもらっていたのですが。

(千草会長) ではこのままでよろしいでしょうか。子どもの意見も入れてということが最初にあるので、ということで。その他はいかがでしょうか。あと、よろしいでしょうか。

(事務局) 今後のスケジュールを伝えさせていただきます。アンケート内容を修正させていただいたものを発送させていただきますけど、12月20日金曜日を締切としまして、11月22日に発送させていただきます。対象者としては、障がい者の方を3,000名程度。そして障がい児の方。こちらのほうは500名程度。一般市民の方は1,000名程度に送付をさせていただきます。また、そののちですけれども翌年3月頃を目途としまして、事業所、サービス提供事業所であったり、特別支援学校であったり、精神科病院を対象としたアンケート調査を実施いたしますので、委員の皆様には今回同様、自立支援協議会を開催する前にまたアンケートの素案のほうを確認していただきたく、郵送させていただきます。また意見をいただくというご協力をお願いしたいと思いますので、その節はよろしくお願ひしたいと思ひます。

(千草会長) またもう一度意見を。

(事務局) そうですね。また事業所向けのアンケートになり内容が異なってきますので。

(千草会長) この第2番目の議題に関しましてはこれでよろしいでしょうか。それでは2番目も終わりましたので、これで予定しておりました事項を終わりますが、その他、何かありましたら。

(事務局) お手元の資料の最後に「ひろがれ友情、ひろがれ仲間」というチラシを入れさせていただいたんですけども、こちらは、津市手をつなぐ親の会連合会等で、11月17日にお城西公園で交流会を開催します。いろいろなところにポスターが掲示されたりとか、チラシのほうはご自由にお取りくださいということで置かせていただいておりますので、また来ていただければ。あと、ご協力いただけます事業所には、いろいろお世話になると思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから中間報告になるかと思ひます。くらしワーキングで「つながるハンド

ブック」という、子どもから大人になるまでどんな支援が必要なんだろうとか、切れ目のない支援をさせていただくためのハンドブックを作成しておりました。今年度、津市でそのハンドブックを印刷するという事になっておりまして、今、ちょうど中身の再確認、関係機関の中で調整をしながら準備していくところでございます。以上です。

(千草会長) ありがとうございます。あと、その他ありませんか。では第3回津市地域自立支援協議会を終わらせていただきます。

(事務局) 本日は本当にありがとうございました。次回につきましては令和2年2月頃の開催を予定しており、また通知をさせていただきますので、よろしくお祈りします。ありがとうございました。